平成２３年（フ）第２５２７号
大阪市淀川区東三国６丁目22番28号
債務者　重富鍈工所こと　安井　　知
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４９号
大阪府高槻市郡家本町50番14号シエテ高槻203号
債務者　松井哲元こと　朴　　哲元
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７３号
大阪府枚方市藤阪元町２丁目50番４―502号
債務者　澤　　和子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０８号
大阪府東大阪市吉田５丁目２番15号
債務者　大東　加容（旧姓上窪）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３１号
大阪市城東区今福東１丁目11番４―203号
債務者　乙部　悦美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３２号
大阪市平野区喜連東５丁目16番20―502号
債務者　田口　幸恵
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３３号
大阪市港区築港１丁目11番７―506号
債務者　屋嘉部栄子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３４号
大阪府守口市八雲東町２丁目21番12号
債務者　吉村　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３６号
大阪市阿倍野区北畠３丁目６番35号
債務者　鎌田　光子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４２号
大阪市此花区高見１丁目３番33―911号
債務者　山本　章雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１号
北海道苫小牧市本町１丁目３番９号
債務者　石岡　香代（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３５３号
仙台市青葉区春日町11番17―401号
債務者　今泉むつみ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
宮城県大崎市岩出山字細峯１番地
債務者　佐々木正夫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
宮城県大崎市岩出山字細峯１番地
債務者　佐々木　仁
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
福島県伊達市梁川町幸町96番地　グリーンハイツＦＵＪＩ105号
債務者　小野　芳明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
茨城県常陸大宮市辰ノ口1312番地
債務者　小林　正人
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９６号
茨城県常陸大宮市辰ノ口1312番地
債務者　小林　　歩
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
茨城県ひたちなか市長堀町２丁目７番３号アクティブ黒沢105号
債務者　横田　次男
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所